

首都圏中央連絡自動車道 弓田舗装工事

番号	質問箇所	質 問 事 項	回 答(案)
1	図面 詳細図 2/6 75～82について	詳細図の交通規制工の図面の凡例には規制材に関して受注者持ちとあることから、規制業者に確認したところ所持していないとの返答を得ました。従って、規制材については標識他一式受注者が新規に購入することを前提としておられるのでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
2	図面 詳細図 2/6 75～82について	標識車について、(維持指定)とあります。条件を満たすためには新規に購入する必要がありますが、他の仕様は認められないのでしょうか。例えば、標識車は黄色に塗装してあればよい。サインライトはリース対応が可能な一般品でよい等。	詳細図に示す「維持指定」は、道路交通法施行令 第十四条の二、三(道路維持作業用自動車)を適用するものとお考えください。
3	図面 詳細図 2/6 75～82について	番号1、2の質問について、業者が新規に購入することを前提とされている場合、工事終了後、購入資材を転用することができないと考えます。従って、購入費は100%本工事で負担すると考えてよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
4	図面 詳細図 2/6 75～82について	上記1,2,3について、購入ではなく他の方法がございましたら開示願います。	リース・レンタル等による対応も可能とお考えください。